

週

40

時間

超える労働は禁止!

労働基準監督署に届け出が必要!

やむを得ず

割増賃金もらわなあかん!

罰則は6か月以下の懲役
又は30万円以下の罰金!**(1) 1日8時間かつ完全週休2日制にする方法**

完全週休2日制で1日の労働時間を8時間とすることで、週40時間労働にできます。また、一斉に休業することが困難な場合は、週休2日のうち1日は一斉の休日とし、もう1日は交替で休日にする方法もあります。

例) 週休2日制で、1日の労働時間を8時間とする場合。

$$8 \text{ (時間)} \times 5 \text{ (日)} = 40 \text{ (時間)}$$

(2) 各日の所定労働時間を短縮する方法

業務の都合上、週休2日制にすることが難しい場合には、週休1日制で日々の所定労働時間を短縮することで週40時間労働にできます。

例) 週休1日制で、5日間は1日7時間、残り1日は5時間とする場合。

$$7 \text{ (時間)} \times 5 \text{ (日)} + 5 \text{ (時間)} \times 1 \text{ (日)} = 40 \text{ (時間)}$$

ひとりで
悩まずに
相談してね。

長く働ける職場にするために
連帯ユニオンがチカラを発揮!!

WELCOME !!

困った時、悩んだ時、いつでもあなたをサポート!

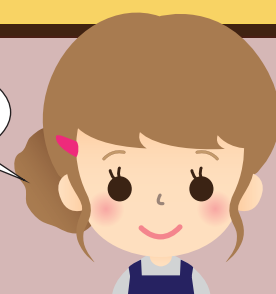


ひとりでも、誰でも、入れる労働組合

連帯ユニオン

TEL06-6583-5546

www.rentai-union.com

相談無料
秘密厳守

組合がない職場は無法地帯!?

■ 会社に何も言えないのが実状！組合員になると労働組合法にも守られます。

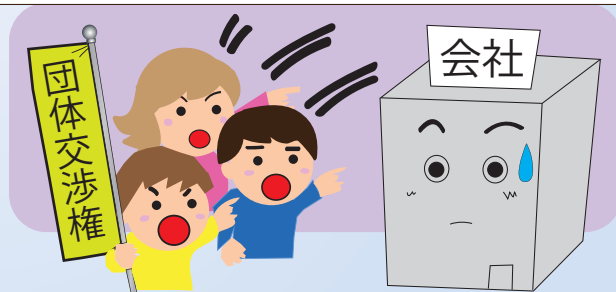
労働組合のない職場の多くでは、有給がない（とれない）、残業手当が出ない、休憩や休日がとれない…など労働基準法違反のオンパレードです。しかし、解雇されたり嫌がらせを受けるリスクが高いために、結局誰も声を上げられず、会社のやりたい放題になっているのが現状です。そもそも、労働者と会社の力関係は対等ではないため、いくら法律に労働者の権利がうたわれていても会社に守らせるのは簡単ではありません。

そこで、憲法では労働者の「団結権」28条(＝労働組合をつくったり加入したりする権利)

を保障したのです。

連帯ユニオンに加入することで、労働者はもっている権利を行使することができます。労働条件について組合担当者・労働者が会社と対等な立場で交渉できるようになるのです。

会社は、組合からの団体交渉の申し入れを正当な理由なく拒むことはできず、さらに誠実に交渉する義務を負います。



連帯ユニオンがあなたを守る

生理休暇を有給で勝ち取った!

ドライバーのA子さんは、生理休暇をとると賃金が下がってしまうため、生理休暇を求めることなく、辛くても我慢して働いていました。

しかし、連帯ユニオンに加入し、団体交渉の中で「生理休暇の内、月1回は平均賃金を保障する」という協定書を勝ち取ることができました。



労働組合加入に対する嫌がらせは「不当労働行為」として禁止されています。

(1) 不利益取扱い

組合員であること、組合に加入したり組合を結成しようとしたこと、正当な組合活動をしたことなどを理由に、解雇、不当な配置転換、賃金差別その他の不利益な取扱いをすること。

(2) 団体交渉拒否

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（団体交渉拒否）、あるいは形式的に団交に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと（不誠実団交）。

(3) 支配介入

労働組合の結成や運営を妨害したりすること。